

会計事務所ビジネスセンター

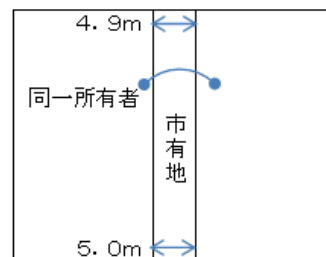


他人事ではない相続トラブル

相続アドバイザー 和田清人

他人事ではない相続トラブル ケース⑧役所が正しいとは限らない？

相続を機に、土地の境界を確定しておきたいというご相談をいただきました。その土地は、もともと大きな一筆地だったものを、中央を分断する形で市が道路用地として買収したものです。買収に伴う分筆のための地積測量図には、幅員は4.5mと記載されていました。ところが、なぜか現地は幅員約5mのアスファルト敷き道路になっています。



境界立会の日、市の担当者は、「道路幅員は5m。」と言ってきました。おまけに、北側の幅員が不足している部分については、「越境を解消せよ。」と一方的な口調です。地積測量図を見せながら、「なぜ5mなのか。合理的根拠を示せ。」と言っても一向に埒が明きません。日を改めて担当者と協議を続けましたが、「5m」の一点張りです。やむなく協議が中断されたままの状態が続きました。

2年ほど経った後、隣地が市と境界協議をする必要が生じたため、私に協力の要請が来ました。

当時の担当者は異動していたため、新しい担当者とその上司に対して、地積測量図と現況測量図とを見せながら、過去の経緯を説明しました。

幸い、新担当者は私たちの主張の合理性を理解してくれて、地積測量図どおりの筆界で合意し、現況道路部分については使用貸借契約書の取り交わしを進めてくれました。お客様にとっては将来の不安要素が解消されたわけです。

この一連の協議の中で、私たちが提示した資料も、主張も、声の大きさも（笑）、何一つ変わっていません。なのに、市の担当者によって査定される境界線が変わってしまうことがあるということです。レアケースかもしれませんが、残念なことです。

くれぐれも、皆様のお客様が安易に妥協なさることのないよう、目を配ってあげてください。

〒545-0021

大阪市阿倍野区阪南町5-23-15 澤井ビル5階 会計事務所ビジネスセンター事務局
事務局長 柳川 静一、abc通信担当 藤原 広

TeL 06-6608-1421 FaX 072-237-3281

携帯 090-4275-8033

Eメール info@b-estate21.co.jp URL <http://abc.saloon.jp/>